

# 未来につなぐ相続登記

～次世代の子どもたちのために～

相続登記をしないでそのままにすると・・・

このようなことに・・・



すぐに不動産を売却したいにもかかわらず、他の法定相続人と連絡が取れず、売買契約ができない。



相続分について、相続人間で合意していたにもかかわらず、その後、用地買収の話が持ち上がり、親族間で争いとなってしまった。



法定相続人が更に死亡し、いわゆる2次3次の相続が発生してしまい、相続関係が複雑となり、手続きに膨大な時間と費用が掛かってしまった。



相続登記がされていないため不動産の所有者と連絡が取れず、震災等の災害による復旧事業（放置された空き家に関する交渉）ができない。

トラブルを未然に防ぐためにも早めの相続登記をお勧めします。

兵庫県司法書士会・総合相談センター

県下各地で無料相談会を開催中

【相談会のお問合せ・ご予約：平日午前9時～午後5時】

078(341)2755



「未来につなぐ相続登記」の促進（神戸地方法務局 & 兵庫県司法書士会）

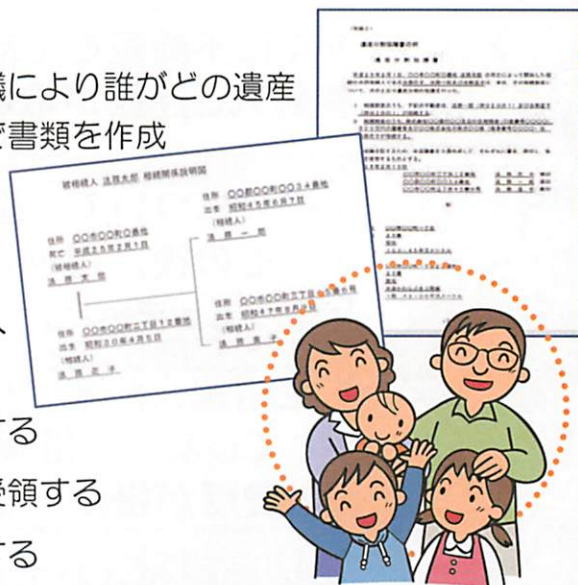
回 覧									

# 土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

司法書士（国家資格者）は、相続人から依頼を受けて相続登記に必要な書類を作成又は取得し、法務局に提出します。

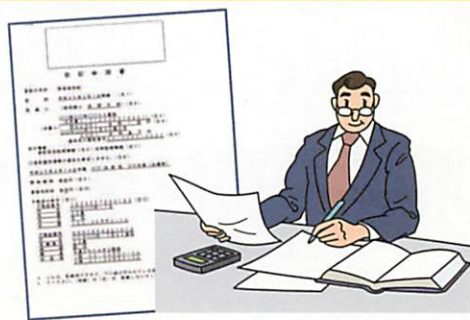
## 相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士がすること

- 土地や建物の名義を確認
- 戸籍をたどって法定相続人を確認
- 適式な遺言がない場合は相続人の協議により誰がどの遺産を相続するかなどを決めて相続人間で書類を作成
- 登記に必要な添付書類を集める
- 登記申請書を作り添付書類を整える
- 不動産を取得することとなった相続人が登録免許税を納める
- 登記申請書類を管轄の法務局に提出する
- 登記完了証・登記識別情報通知書を受領する
- 必要に応じて登記事項証明書を取得する



## 法務局がすること

- 登記申請書の受付
- 書類を審査して必要に応じて補正を促す（補正できない場合は取下げ又は却下決定）
- 登記官が登記を実行する
- 登記完了証・登記識別情報通知書を作成する



「未来につなぐ相続登記」の促進（神戸地方法務局 & 兵庫県司法書士会）

法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00207.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html)



司法書士アクセスブック「よくわかる相続」【PDF】も掲載

（日本司法書士会連合会のダウンロード先がリンク付けされています。）

法務省ホームページ「申請書の様式」

[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category\\_00001.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00001.html)



神戸地方法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/kobe/>



兵庫県司法書士会

総合相談センターホームページ

<http://soudankai.org/>

【無料相談会のお問合せ・ご予約】

平日午前9時～午後5時 TEL078(341)2755

